

第3期川崎市自転車活用推進計画(案)について 市民意見募集(パブリックコメント)を実施します

川崎市では、安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進に向けて自転車施策の総合的な取組を進めるため、第3期川崎市自転車活用推進計画(案)をとりまとめ、令和7年12月1日(月)から令和8年1月5日(月)まで市民の皆様からの意見募集を行います。

本市では、これまで現行計画に基づき、通行環境整備、駐輪対策、自転車の活用、ルール・マナー啓発の4つの基本政策をもとに自転車施策について取組を進めてまいりましたが、第2期計画が令和7年度をもって計画期間満了となることから、自転車を取り巻く環境変化を踏まえ、第3期川崎市自転車活用推進計画(案)を公開し、市民の皆様からの意見を受け付けます。

1 意見募集の期間

令和7年12月1日(月)～令和8年1月5日(月)

※郵送の場合は、当日消印有効。

※持参の場合は、1月5日(月)の17時15分まで。土日祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除きます。

2 資料の閲覧場所

(1) 川崎市建設緑政局自転車利活用推進室(川崎市役所本庁舎16階)

(2) かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎復元棟2階)

(3) 各区役所(市政資料コーナー)、支所、出張所

※川崎市ホームページ「意見募集(パブリックコメント)」でも内容を閲覧できます。

3 意見の提出方法

題名、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、住所又はメールアドレス)を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見書の書式は自由です。

(1) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

(2) F A X

F A X 番号：044-200-3979

(3) 電子メール(専用フォーム)

川崎市ホームページ「意見募集(パブリックコメント)」から、専用フォームを御利用ください。

(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/530/0000182179.html>)

(4) 持参

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階

(5) 注意事項

- ・電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。
- ・お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する市の考え方を取りまとめて、後日、市のホームページ等で公表いたします。(御意見に対して個別回答は行いませんので御了承ください。)
- ・御記載いただきました個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき適正に取り扱います。

市ホームページ



(問合せ先)

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室 鹿倉
電話 044-200-2302

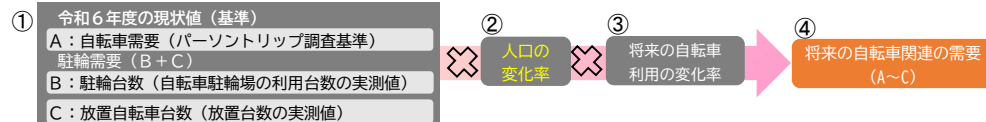
第3期川崎市自転車活用推進計画（案）概要版

第1章 計画改定の趣旨

- 国は平成29（2017）年に自転車活用推進法を施行し、令和3（2021）年に第2次自転車活用推進計画を策定しました。本市では、令和2（2020）年4月に自転車活用推進計画（第1期）を策定、令和4（2022）年に第2期計画を策定し、自転車の通行環境整備、駐輪対策、自転車の活用、ルール・マナー啓発の4つの基本政策を推進しています。
- 近年、電動アシスト自転車の普及等により丘陵部での利用増加や自転車利用の距離の増加など自転車の利活用形態が多様化しているなか、自転車を取り巻く環境変化などを踏まえ、一層の自転車施策の充実を図るため、本計画を改定します。

＜計画期間＞令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4か年を本計画（第3期）の計画期間とします。

第2章 自転車利用の現状と課題



(1) 需要推計の考え方

ア 自転車需要

- 平成30（2018）年の「パーソントリップ調査」による自転車トリップ数をもとに、「駐輪需要の増減率」を考慮して①「調査基準」を算出し、その上で②「将来人口推計」と③「将来の駐輪台数の変化率」を乗じて④自転車需要を推計

イ 駐輪需要（自転車等駐車場（市営、民間含む）の利用台数及び放置自転車台数の合算値）

- 本市実態調査による令和6（2024）年の①駐輪台数及び①放置自転車台数をもとに、②生産年齢の「将来人口推計」と③「将来の駐輪台数の変化率」または③「将来の放置台数の変化率」を乗じて④駐輪台数及び④放置自転車台数を推計

ウ 人口の変化率（本市の将来人口推計より）

- 総人口は令和17（2035）年頃の159.3万人をピークに減少と予測。年少人口（0～14歳）は令和2（2020）年の19.0万人以降減少、生産年齢人口（15～64歳）は令和12（2030）年頃の106.5万人以降減少と予測。老年人口（65歳以上）は令和32（2050）年時点でも46.5万人まで増加すると予測。

(2) 自転車の需要推計結果

ア 自転車需要

- 自転車需要は、平成30（2018）年から減少傾向を示しており、令和6（2024）年から概ね10年は、一時的に横ばいの傾向となりますが、人口ピークを過ぎた令和17（2035）年以降は、再び減少に転じると予測しています



イ 駐輪需要

- 駐輪需要のうち駐輪台数は令和6（2024）年度実績の62,716台で、長期的には減少していくと予測。
- 放置自転車台数は令和6（2024）年度実績の1,717台で以降も長期的には減少していくと予測。



(3) 需要推計結果からの今後の見通し

- 自転車需要・駐輪需要ともに長期的には徐々に減少する予測となりますが、第3期計画期間内の人口はどの年齢層も大きな変化は見られないことから、政策の方向性については、現状を維持しながら、継続的かつ着実に取組を進めていきます。
- 一方で、バスの運転手不足によるバス路線の廃止や減便などの社会環境の変化に、今後、自転車がどのように対応していけるのか、第4期計画に向けて調査・研究が必要と考えています。

(4) 各政策における現状と課題

- 第2期計画に基づく基本政策について、各政策の現状と、現状を通じて得られた課題を整理

通行環境整備

＜取組状況＞

- 自転車利用の多い駅周辺、主要な幹線道路などで通行環境整備を推進し、令和7（2025）年度末には整備延長が約188km、計画に位置づけた主要な幹線道路は概ね完了する見込みです。また、整備箇所では事故低減など一定の効果が確認できました。
- 自転車に関わる事故件数は長期的に減少傾向にあるものの、コロナ禍以降の増加により目標水準に届いておらず、依然として自動車との事故や駅周辺、幹線道路の事故が多い状況です。

＜主な指標＞自転車に関わる交通事故件数

目標：900件以下⇒現状値：984件（令和6（2024）年）

- シェアサイクルの普及による自転車の利用機会の拡大や、電動アシスト自転車の普及などにより、自転車の長距離利用の割合は引き続き高い傾向を示すものと考えられます。

＜課題＞

- 自転車関連事故の抑制に向け、現地状況に応じたきめ細かな安全対策が必要
- 自転車利用の多い駅周辺の通行環境整備を引き続き行うとともに、自転車の長距離利用等への対応や連続性・利便性・安全性向上に向け、主要な幹線道路の通行環境整備のさらなる充実が必要

駐輪対策

＜取組状況＞

- 令和4（2022）年度の指定管理者変更に伴い、利用者の利便性向上に向け、定期利用手続きのオンライン化等を実施しました。導入当初は一部利用者に混乱が生じ、利用者アンケートの満足度が一時的に低下しましたが、周知などによりネット利用が進み、満足度は回復傾向にあります。

＜主な指標＞駐輪場の利用満足度目標：64%以上

⇒現状値：57.5%

- 放置禁止区域を指定し着実な撤去活動を行うことにより、9時台の放置自転車等の台数は、平成27（2015）年度に比べて令和6（2024）年度は約3分の1に減少しました。一方、放置禁止区域以外の一部地域によっては、放置自転車等が集中する箇所が一定数存在します。
- 平成23（2011）年度は10箇所の保管所を運営していましたが、段階的に集約化や再配置などに取り組み、令和4（2022）年度には7箇所に集約しました。

＜課題＞

- 利用者アンケートの満足度向上に向け、ニーズに応じた市営駐輪場の利便性の向上や情報提供の更なる充実が必要
- 夕方以降の放置自転車への効果的な放置防止活動が必要、また、放置禁止区域外の放置自転車への対応が必要
- 撤去台数に応じた効率的・効果的な保管所運営を引き続き実施するとともに、保管所と駐輪場の連携した運営などにより機能を集約することも視野に入れた新たな保管返還方法の検討が必要

自転車の活用

＜取組状況＞

- シェアサイクルポートについては、ポートの設置拡充に取り組んできており、令和4（2022）年の本格運用の開始以降も、利用回数の順調な伸びを示しています。

＜主な指標＞シェアサイクルの利用回転数

目標：1.4回/日・台以上⇒現状値：2.7回/日・台

- 自転車の利用促進に向けて、各種イベント等において広報啓発を実施しました。

＜課題＞

- 地域のニーズなどに応じて、移動手段のひとつであるシェアサイクルの一層の利用・普及促進が必要
- 多様化する自転車の利用促進に向けて、一層の広報等の取組が必要

ルール・マナー啓発

＜取組状況＞

- 自転車を安全・安心に利用するための自転車損害賠償責任保険等への加入については、ルール・マナー啓発としてのイベントや各種キャンペーンを通じて加入促進に向けた広報啓発等に取組んできましたが、目標値に届きませんでした。

＜主な指標＞自転車損害賠償責任保険等の加入率

目標：75%以上⇒現状値：70.5%

＜課題＞

- 自転車利用時のルール・マナー及び、自転車損害賠償責任保険等への更なる加入促進の周知・啓発が必要

第3章 計画改定の考え方

(1) 基本的な考え方

- 本計画の目的である「安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進」を継続しながら、社会環境の変化に伴う自転車利用の多様化や利用機会の拡大、将来の自転車需要への対応を図り、地域の特性や利用ニーズとともに中長期的な視点も踏まえ計画的な取組を推進します。

(2) 基本方針

- 本計画の目的実現に向けて、継続的な課題への対応として、これまでの計画を継続した4つの基本政策をもとに着実に取組を推進します。
- 社会環境の変化等を踏まえた新たな課題への対応については、計画期間内に重点的に取り組むものとし、基本政策における施策を拡充し、一層の取組を推進します。

基本政策1 通行環境整備



基本政策3 自転車の活用



基本政策2 駐輪対策



基本政策4 ルール・マナー啓発



【目的】
安全・安心で
魅力と活力のある
自転車を活用した
まちづくりの推進

(3) 施策体系と重点的な取組

- 現状と課題を踏まえた本計画の政策及び施策体系は、4つの基本政策を取り組む分野ごとに9つの政策と26個の施策に分けて、関連する事務事業を位置付けています。

【通行環境整備】自転車・歩行者・自動車が道路を安全、安心、快適に利用できる環境の創出

【重点的な取組】 通行環境の重点的な整備の推進

- 自転車に関わる交通事故のコロナ禍以降の増加や自転車の長距離利用への対応及びネットワークの連続性・利便性の向上を図るため、自転車関連事故の抑制に向けた危険箇所の安全対策とともに、自転車利用の多い駅周辺（駅周辺自転車ネットワーク）及び主要な幹線道路（広域自転車ネットワーク）において、引き続き、安全、安心、快適な通行環境の確保に向けた重点的な整備を推進します。

政策1-1 安全で快適な自転車ネットワークの構築

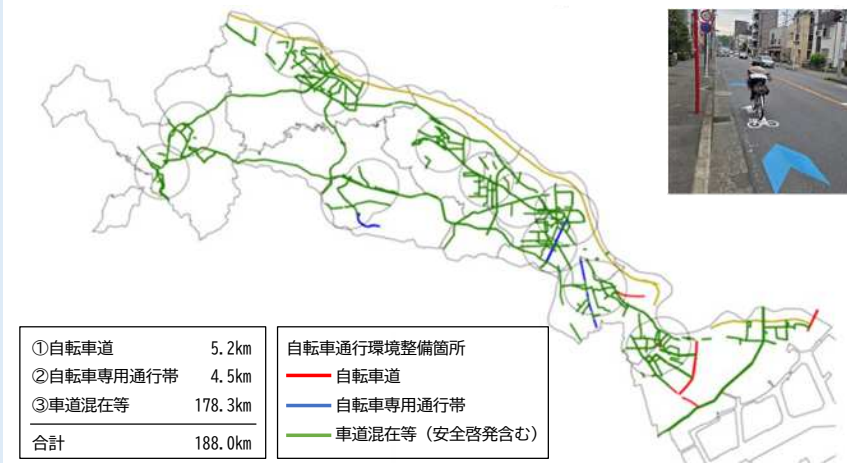
- 施策1-1-1 危険箇所の安全対策強化【拡充】
- 施策1-1-2 自転車利用の多い駅周辺における通行環境整備の推進
- 施策1-1-3 広域的な自転車ネットワークの構築【拡充】

政策1-2 自転車通行環境の適正管理

- 施策1-2-1 自転車等の安全で円滑な通行に向けた自動車駐車対策の推進
- 施策1-2-2 自転車通行環境の適正な維持管理の推進

■自転車通行環境整備箇所（令和7（2025）年度末時点（見込み））

■整備状況（高津区千年地区）



【駐輪対策】地域の特性や利用者のニーズに応じた、自転車を適切に止められる駐輪環境の構築

【重点的な取組】 総合的な駐輪対策の推進

- 大型化した自転車に対する駐輪の利便性向上に向けた取組を進めるとともに、効率的に放置自転車を削減するため、引き続き撤去・運搬業務等の一括委託を推進します。
- 駅周辺以外の放置自転車等についても削減に向け、効率的・効果的な放置自転車対策を推進します。
- 保管所と駐輪場の連携した運営などによる新たな保管返還方法の検討を進めます。

政策2-1 地域特性や駐輪需要予測等を踏まえた効率的・効果的な駐輪場整備の推進

- 施策2-1-1 駐輪需要を踏まえた市営駐輪場の整備と再編の推進
- 施策2-1-2 民間事業者等による駐輪場整備の促進

政策2-2 駐輪場の利用環境の向上

- 施策2-2-1 効率的・効果的な市営駐輪場運営の推進
- 施策2-2-2 市営駐輪場の適正な維持管理
- 施策2-2-3 利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上【拡充】
- 施策2-2-4 市営駐輪場施設の情報提供の充実

■下段スライド式2段ラックへの改修



政策2-3 放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導

- 施策2-3-1 効率的・効果的な放置対策の推進【拡充】
- 施策2-3-2 放置自転車等の抑制に向けた取組の推進
- 施策2-3-3 効率的・効果的な保管所運営【拡充】

第3章 計画改定の考え方（つづき）

【自転車の活用】身近な乗り物として自転車利用の促進と、地域の活力向上

【重点的な取組】自転車の一層の利用促進に向けた取組

- シェアサイクル事業については、地域の利用状況を見据えながら利用環境の充実に向けた取組を実施します。
- 多様化する自転車の利用促進に向け、各種イベント等の機会を捉え、啓発活動などの取組を推進します。

政策3-1 安全・快適で環境にもやさしい身近な自転車の活用推進
施策3-1-1 移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進【拡充】
施策3-1-2 身近な自転車の利用しやすい環境整備
施策3-1-3 自転車の一層の利用促進に向けた取組【拡充】
施策3-1-4 環境負荷の低減に寄与する取組の推進

政策3-2 地域活力の向上に寄与する自転車の活用推進
施策3-2-1 地域の特色を活かし幅広い分野と連携した取組の推進

■シェアサイクル
設置状況



■イベント
での広報
啓発



【ルール・マナー啓発】ルール・マナーの啓発による交通事故防止

【重点的な取組】自転車の安全利用や放置自転車の啓発活動などの充実

- 自転車に関わる交通事故は増加傾向にあり、7割以上で法令違反が見受けられることから、年齢段階に応じた交通安全教育や自転車利用時のルール・マナー及び自転車損害賠償責任保険等の加入促進などの広報・啓発を実施します。
- 夕方の放置自転車の削減に向けた啓発活動の充実を図ります。

政策4-1 交通ルールの周知・徹底とマナーの向上
施策4-1-1 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進
施策4-1-2 自転車利用時のルールとマナーの周知・徹底
施策4-1-3 通行位置等の見える化及び安全対策の広報・啓発の推進
施策4-1-4 放置自転車防止に向けた啓発活動の充実

政策4-2 自転車の安全・安心利用に備える
施策4-2-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進【拡充】
施策4-2-2 安全性の高い製品購入につながる広報・啓発
施策4-2-3 自転車点検整備の促進

■5月自転車
マナーアップ
強化月間での
広報啓発



■夏の交通安全
防止運動での
広報啓発



第4章 各施策の展開

(1)計画の指標

- 計画推進の目安として全体と基本政策の各政策に対して指標を設定し、計画期間の令和11（2029）年度末までの達成に向けて取り組みます。
- 原則として、成果指標の考え方を基にアウトカム（成果）指標を設定していますが、成果を示すためのデータを取得することが困難な場合、本計画期間の取組においてはアウトプット（活動量）で示した方が分かりやすい場合は、アウトプット指標を用いるなど、施策の特性に応じた指標の設定を行っています。

<全体の成果指標>

	指標	現状値	計画目標値		
			第1期	第2期	第3期
全体	安全・安心でまちの魅力向上に寄与する自転車施策の総合的な取組の満足度（アンケート調査結果）	59% (R7（2025）年6月）	—	56%以上 (達成)	59%以上

<各政策の成果指標>

基本政策	政策	指標	現状値	計画目標値		
				第1期	第2期	第3期
通行環境整備	共通	自転車に関わる交通事故件数	984件 (R6（2024）年)	980 件以下	900 件以下	900 件以下※1
	1-1	安全対策実施箇所数 (計画毎の箇所数)	398箇所(2期整備箇所) (R6（2024）年度)	—	398 箇所以上 (2期整備箇所)	81 箇所以上 (3期整備箇所)
		市内の自転車通行環境整備 延長(累計)	158 km (R6（2024）年度)	58 km以上	186 km以上	239 km以上
	1-2	自転車通行環境維持補修延長 (累計)	7.9 km (R6（2024）年度)	1.2 km以上	8 km 以上	16 km 以上
駐輪対策	共通	駅周辺における放置自転車等の台数(16時台)	1,717台 (R6（2024）年10月)	—	2,405台以下	1,500 台以下
	2-2	駐輪場の利用満足度 (利用者アンケート)	57.5% (R7（2025）年2月)	64 %以上	64 %以上	64 %以上
自転車の活用	3-1	シェアサイクルの利用回転数	2.7 回/日・台 (R6（2024）年度平均)	1.0回/日・台 以上	1.4回/日・台 以上	2.7回/日・台 以上
		自転車の利用促進に向けた 活動回数	1 回/年 (R6（2024）年度)	—	—	2 回/年 以上
マナー啓発	4-1	交通安全教室の開催(自転車 以外の交通安全教室を含む)	620 回/年 (R6（2024）年度)	490 回/年 以上	490回/年以上	490回/年以上
	4-2	自転車損害賠償責任保険等 の加入率(アンケート)	70.5% (R7（2025）年6月)	56.4 %以上	75 %以上	75 %以上※2

※1 現状値が第2期における目標(900件)を上回っている状況を踏まえ、引き続き取組を推進し、900件以下を目指す

※2 進捗管理による評価・検証を行いながら、加入率向上の取組を進め、将来的には加入率100%を目指す

(2)計画の進捗管理

- 本計画は毎年度、施策の進捗状況や目標の達成状況等について評価・検証した上で、課題となっている事項を整理し、実施方法の改善等についてフォローアップするとともに、計画期末には総括評価を実施します。

(3)今後のスケジュール

- 11月25日 まちづくり委員会（パブリックコメントの実施について）
- 12月1日から1月5日まで パブリックコメントの実施
- 3月中旬 第3期川崎市自転車活用推進計画策定